

濃厚接触者である社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）の取扱いについて

令和4年2月2日（水） 健康福祉部

新型コロナウイルス感染症（特にオミクロン株）の感染拡大により、陽性者及び陽性者の同居者等の濃厚接触者が急増している。このため、社会機能維持に向けて、社会機能維持者（いわゆるエッセンシャルワーカー）については、以下の取扱いとする。

## 1. 背景

○国からは、1月28日付け事務連絡により、以下の見解が示された。

- ・陽性者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間とする。
- ・ただし、地域における社会機能維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（社会機能維持者）に限り、7日目を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとする。
- ・待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下の通り検査等を行うものとする。（事務連絡から抜粋し、一部言い換え）

（3）検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、抗原定性検査キットを用いる場合は4日目と5日目にそれぞれ行う。事業者が抗原定性キットを医薬品卸売販売業者から入手する場合は、確認書を同卸売販売業者に提出する。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。

（4）（略）検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。

（5）10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行なうこと。

○その後、以下事務連絡により、取扱いが変更された。

「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡、令和4年2月2日一部改正）（以下、一部抜粋）  
Q29.社会機能維持者である濃厚接触者が待機期間を短縮するために受ける検査について、PCR検査や抗原定量検査でも認められるか。

A29.当該濃厚接触者が従事する事業者内でPCR検査又は抗原定量検査を実施（他の民間検査機関等への委託によりこれらの検査を実施している場合を除く。）しており、濃厚接触者の待機期間解除のための検査を実施している場合に限り、4, 5日目の抗原定性検査キットを用いた検査に代えて、5日目にPCR検査又は抗原定量検査を実施し、陰性を確認した場合も、待機期間を解除して差し支えない。

## 2. 考え方

### ① 社会機能維持者の範囲について

- ・国が示す社会機能維持者の例示者に加えて、「除・排雪関係者」を、「3. 国民の安定的な生活の確保、①インフラ運営関係」として位置づける。
- ・上記以外の個別の事業者・団体等から社会機能維持者に加えてほしい旨の陳情・要請等があった場合は、国の事務連絡の趣旨・例示を踏まえて個別に考慮・検討する。

### ② 待機期間について

- ・国の事務連絡を踏まえて、抗原定性検査キットを用いた検査、PCR 検査又は抗原定量検査を実施した場合は5日間とする。

なお、今後、国の事務連絡等により、待機期間、検査方法等について変更があった場合は、国の事務連絡等によることとする。

### ③ 費用負担

- ・国の事務連絡を踏まえて、事業者負担等とする。